

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

令和7年5月1日

京都市長 松井 孝治

1 条例第6条において規定する開発事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

株式会社島津製作所

代表取締役社長 山本 靖則

京都市中京区西ノ京桑原町1番地

2 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積

京都市右京区西院春栄町29-1、29-2、38-1、39、39-1、40、40-1、41-1、46-4、58、62

10、680平方メートル

3 開発構想における主な用途

寄宿舎

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

令和7年5月1日から令和7年5月16日まで（ただし、京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 条例第9条第1項に規定する意見書の提出期限

令和7年5月1日から令和7年5月23日まで

（注）上記意見書を提出しようとする者は、条例施行規則第8条に規定する事項を記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

（都市計画局都市企画部都市計画課）